## 第2回 田野畑村新庁舎建設検討委員会

日時:令和5年11月27日(月)13:30~

場所:田野畑村役場 第1会議室

#### 次 第

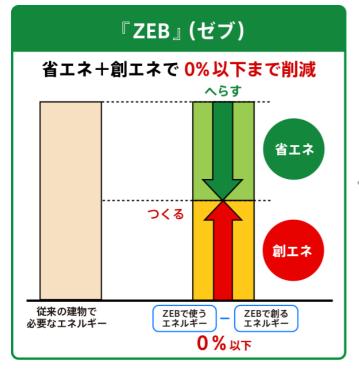
- 1 開会
- 2 議事
  - ・庁舎建設に活用可能な補助金等について
  - ・新規施策プロジェクトチーム検討報告
  - ・庁舎に求められる機能・サービスについて
  - その他

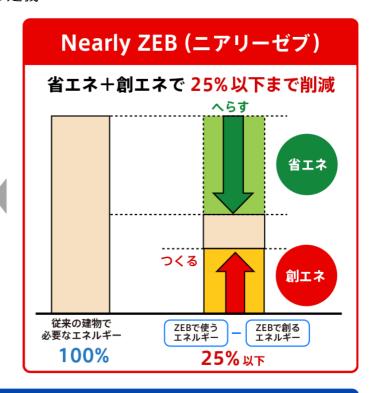
#### <配布資料>

庁舎建設に活用可能な補助金等	資料No.	1
新規施策プロジェクトチーム検討報告	資料No.	2
田野畑村役場庁舎基本構想(素案)抜粋	資料No.	3

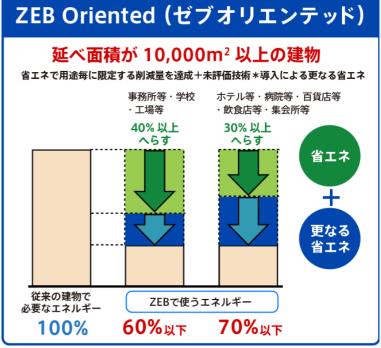
## 庁舎建設に活用可能な補助金等

No.	名称	概要等	補助率・補助内容等
1	サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)	木造化に係る先導的な設計・施工技術が導入される建築物 の整備に対し支援	・調査設計費、技術設計費:1/2以内 ・建設工事費:木造化による掛かり増し費用の1/2以内
2	優良木造建築物等整備推進事業	炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロ ジェクトに対し支援	・調査設計費:1/2以内 ・建設工事費:木造化による掛かり増し費用の1/2以内
3	地域活性化事業債	全般的に地域木材を利用した施設の整備	<ul><li>・充当率:起債対象経費の90%以内</li><li>・交付税措置:元利償還金の30%</li></ul>
4	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	建築物の新築・改修によるZEB化等を支援	・補助対象経費の1/3~2/3を支援など
5	レジリエンス強化型ZEB実証事業	災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援	・『ZEB』:補助対象経費の2/3 ・Nearly ZEB:補助対象経費の3/5 ・ZEB Ready:補助対象経費の1/2
6	脱炭素化推進事業債	地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素 化のための地方単独事業	・再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化 充当率:起債対象経費の90%以内 交付税措置:元利償還金の50%





# 省エネで 50%以下まで削減 へらす 従来の建物で 必要なエネルギー エネルギー 100% 50%以下



\*WEBPRO において現時点で評価されていない技術

	定性的な定義	定量的な定義 (判断基準)
『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼ 口またはマイナスの建築物	以下の①~②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減(再生可能エネルギー*を除く) ②基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減(再生可能エネルギー*を含む)

	定性的な定義	定量的な定義(判断基準)
Nearly ZEB	ZEBに限りなく近い建築物として、 ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物	以下の①~②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減(再生可能エネルギー*を除く) ②基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の削減(再生可能エネルギー*を含む)
ZEB Ready	ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	再生可能エネルギー*を除き、基準一次 エネルギー消費量から50%以上の一次 エネルギー消費量削減に適合した建築 物
ZEB Readyを見据えた建築物として、 外皮の高性能化及び高効率な省エネル ギー設備に加え、更なる省エネルギー の実現に向けた措置を講じた建築物		以下の①及び②の定量的要件を満たす 建築物 ①該当する用途毎に、再生可能エネル ギーを除き、基準一次エネルギー消費 量から規定する一次エネルギー消費量 を削減すること(※1) A)事務所等、学校等、工場等は40%以 上の一次エネルギー消費量削減 B)ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等は30%以上の一次エネルギー消費量削減 ②「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術 (WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術)を導入すること(※2)

環境省ホームページから

## 新規施策プロジェクトチーム検討報告

~A班とB班による理想の新庁舎像とは~

### 新規施策プロジェクトチームの紹介

メンバー構成:主任、主事を中心とした20人

活動頻度:2週間に1度開催(6月に発足し、これまでに8回開催)

活動内容: 役場新庁舎の機能検討のほか、5億円相当の寄附を活用した新事業を検討中

#### 【新庁舎検討に関する取組内容】

- 基本構想(素案)の理解
- ・現庁舎の課題と長所の洗い出し
- 村の将来像とこれからのまちづくりの検討
- 新庁舎に盛り込む要素の検討

基本構想「まちづくりの4つの柱」は?



庁舎に求められる機能・サービスとは?



現庁舎の課題と良さは?



理想の新庁舎像



#### A班

環境に優しい賑わい豊かな庁舎 像

#### B班

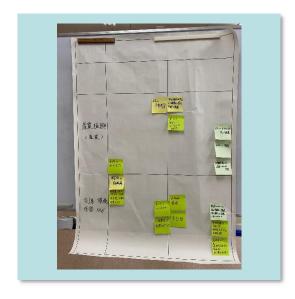
村の将来を見据えたコンパクト な庁舎像

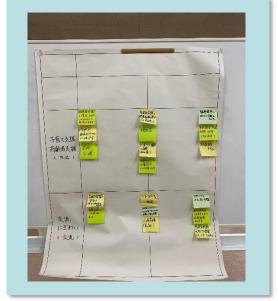
## 【活動風景】













## A班の新庁舎像

環境に優しい賑わい豊かな庁舎像

テーマ	課題や必要なサービス	機能
行政•生活利便	職場環境 個人情報保護 スムーズな行政処理 住民の利便性	エアコン設置 (相談室、待合・打合せスペース) 広い窓口、(建物の一体化) 各種支払いのキャッシュレス化、コンビニ併設
防災	耐震化 防災拠点の確保	(広い駐車場)、備蓄スペース
子育て・高齢者・ 障がい者	子育て世帯への配慮 バリアフリー機能の充実	(授乳室) 庁舎全体のバリアフリー化、(多目的トイレ)
交流・にぎわい	気軽に使える空間の確保 交流の場の確保	フリースペース 庁舎前に簡易的な広場整備 誰でも利用可能な食堂
産業振興	村のPR	(インフォメーションコーナー) 役場で牛乳やヨーグルトなどの販売
交通•環境•教育	複数建物による諸経費 カーボンニュートラル	行政機能の集約化 太陽光発電、公用車EV化、ZEB 4

## B班の新庁舎像

少子高齢化を見据えた、コンパクトで機能的な庁舎像

テーマ	課題や必要なサービス	機能
行政•生活利便	セキュリティ・個人情報保護 スムーズな行政処理 住民の利便性	(相談室、打ち合わせスペース) 各課の窓口、ワンフロア化、(建物の一体化)、 wifi強化、直通電話、宿直室 総合ATM、喫煙室
防災	ユニバーサルデザイン 防災拠点の確保	更衣室、ロッカールーム、(広い駐車場)
子育て・高齢者・ 障がい者	子育て世帯への配慮 バリアフリー化	(授乳室)、キッズスペース エレベーター、多目的トイレ、点字
交流・にぎわい	住民交流の場の確保	飲食スペース、ドッグラン
産業振興	村の行政情報のPR 村の産業のPR	(インフォメーションコーナー)、ラジオ放送、 ゆるキャラの新設、木製品の使用
交通•環境•教育	職員と来庁者の安全確保	出入口が広い駐車場、自転車やバイクの駐車場

## 深谷市新庁舎見学

- 2020年7月開庁
- 工期2年間
- 工費72億9000万円













ver. 191219

## 田野畑村役場庁舎基本構想 (素案)

令和元年 12 月 岩手県田野畑村

#### ②庁舎に求められる機能・サービス

「暮らしやすい村のグランドデザイン構想」づくりにおいて、庁舎整備に必要な機能・取組み(サービス)などを検討したものになります。

コンセプト	<b>&gt;まちの拠点として、人と物の流れる</b>	を創出し、開かれた行政を目指します
テーマ	庁舎の課題、必要な機能・サービス	機能確保や充実のためのアイデア (周辺施設との連携や複合的サービ スとは?)
行政機能· 生活利便 機能 (生 活)	【待合スペース】  →待合スペースがない 【窓口事務】  →サービス機能を集約した窓口  →住民票、納税証明、印鑑証明など の申請手続きで、役場を利用する機 会が多いが、担当窓口が多岐にわた る 【会議室、打合せスペース】  →打合せスペースがない  ※複合的なサービス(施設)が必要  ※候補地によっては、周辺施設との 連携が必要	・役場には、会議など数回~10回/年程度利用する ・役場に来て、皆で集って、1日過ごす施設が分散しないように集約して、遊べて(キッズスペース)、用も足せる(ATM や郵便局など)空間がよい・運動、買い物、図書館など、歩いて、他の用途も利用できるようにすると便利である ・プライバシーが確保された会議室(相談室)が必要である ・確定申告など、相談のピーク時には、待合ができる十分なオープンスペースを確保すべき
防災拠点 (防災)	【災害対策室】  ➤災害活動拠点となる専用の災害対策室が必要 【駐車場】  ➤駐車場が広いところは、防災拠点として機能する	<ul> <li>・多目的会議室を災害対策室として使うことも考えられる。</li> <li>・消防署との連携が図りやすい位置が必要</li> <li>&gt; 消防署 (防災センター) が近くにあれば、災害時に職員のやり繰りができる</li> <li>&gt; 消防署と庁舎の集中整備は、災害時のリスクがある。リスクの分散も考えるべき</li> </ul>
子育て支援・高齢者 支援 (生活)	【保健センター機能】  ➤保健センターの相談室が少ない  ➤子どもの対応に配慮が必要である 【相談窓口】  ➤高齢者は相談窓口の受付が必要である。  ⇒高齢者の相談は、役場、保健所、地域包括支援センターのそれぞれで行っている 【キッズスペース】  ➤子連れでも使いやすいキッズスペースが必要である 【トイレ】  >使いやすいトイレと多目的トイレの設置  ⇒現在のトイレは位置が分かりづらくて使いにくい	・高齢者や障がい者が使いやすい窓口高さなど、ユニバーサルデザインへの配慮が必要である。 ・高齢者が多いので、庁舎は、平らなところで消防分署の近くがのぞましい・保健センターと診療所は近くにあるのがのぞましい

交流・にぎ わい (交流)	【交流スペース】  ➤生涯役割を持つことのできる機会が創出される交流機能が必要  ➤カフェの設置  ⇒アズビィホールは利便性が高いがスペースが狭い。予約制でプライベートでの使用がしづらい	<ul> <li>学校の保護者だけで打合せできるスペースの確保</li> <li>少しの間でも借りることのできるスペースの確保</li> <li>HIPで予約できる開かれたシステムの運用</li> <li>庁舎は商店街に近い方がお金を落と</li> </ul>
	⇒若い世代、働いている世代が気軽 に集える場がない	してもらえる ・会議室を多機能化し、未使用時はロ ビーとして使う
<b>産業振興</b> (産業)	【連携の場】	【連携の場づくり】 ・ JA、JF、商工会、森林組合が連携しやすい環境を創出 ・ 商店街、道の駅との連携を考える ・ 起業支援するスペースを確保する ・ 会議室や交流場所の確保 【PR の強化】 ・ 一次産品を PR するコーナー設置や、カフェで産物を調理し、来街者に飲食してもらう
交通・環境・学習など	【広い駐車場】  →職員、来庁者を含めた出来るだけ広  い駐車場の確保が必要である  ⇒役場に行くのに距離があり、行き  にくい。駐車場が少なく狭い  【公共交通サービス】  →循環バスなど	・コンパクトにまとまり、 <u>楽しく歩け</u> <u>る環境</u> をつくる

#### 第3章 新庁舎の機能と規模の検討

#### (1)整備コンセプトの設定

前節までを踏まえて、役場庁舎の整備コンセプトを以下のとおり設定します。

効率性 快適性

まちの拠点として、人と物の流れを創出し、持続可能な開かれた庁舎

利便性 共創性 安全性 環境経済性

#### (2) コンセプトを実現するための基本方針

#### 基本方針 1 みんなに愛され、交流や協働を支える庁舎

【利便性】窓口を集約することで来庁者の利便性を高めるほか、アクセス性の良い駐車場や公共 交通との連絡にも配慮し、村の中心となる立地特性を生かしたサービスを提供します。

**【共創性】**明るく親しみやすい空間とし、村民が集い、まちのにぎわいを創出する拠点とします。 また、村民活動を育成する交流・協働の場、地域情報の発信を行う場を充実させます。

#### 基本方針2 柔軟で働きやすく、誰もが快適に利用しやすい庁舎

【**効率性**】明るく快適な空間とし、来庁者が過ごしやすく、職員が働きやすい環境をつくります。 【**快適性**】障がい者・高齢者・子ども連れ等、各々のニーズにきめ細かく対応したユニバーサル デザインを徹底します。

#### 基本方針3 時代の変化に対応しながら快適で安全に使い続けられる庁舎

【**安全性**】高い耐震性を確保し、また有事に対応する災害対策本部機能や情報発心機能を有する 建物とすることで村民の安心・安全を守る防災拠点とします。

【環境経済性】再生エネルギーや省エネルギーに対応した環境配慮型の建物とするとともに、周 辺環境や街並みとの調和を重視した環境親和性の高い物とします。また、ライフサイクルコス トに配慮し、時代の変化に対応しながら使い続けられる無駄のない建物とします。

#### (3) 庁舎の導入機能の整理

基本方針に基づき、役場庁舎に求められる6つの『機能』のそれぞれの考え方を以下に示します。

#### 1)窓口機能 ~村民だれもが訪れやすく、利便性の高い窓口~

総合窓口を設置し、各種相談や手続きの円滑化を図ります。

#### ①村民の利便性の高い窓口機能

- ・村民が利用する頻度の高い部署をできる限り低層階に配置するなど、来庁者にわかりやす く、安心して利用できる快適な窓口の検討を行います。
- ・手続きにかかる移動距離をできる限り短くする方法を検討(ワンストップサービス型窓口) します。
- ・高齢者や障がい者など、利用者に応じた高さのカウンターを設置します。
- ・子ども連れの利用者に配慮し、窓口周辺には、キッズスペース (子ども待合コーナー)、授 乳室等の子育て支援スペースの充実を図ります。
- ・窓口周辺に ATM 等を配置し、来庁者の利便性を高めます。

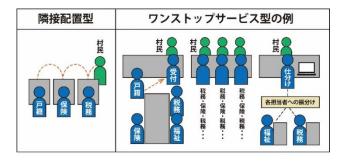


図 ワンストップ窓口のタイプ

#### ②プライバシーに配慮した窓口

・相談用窓口(相談室・ブース)の充実を図り、プライバシー確保と個人譲歩保護に配慮することで、来庁者が安心して相談できるようにします。

#### 2) 交流・賑わい機能 ~村民の活動を支援し、交流・ふれあいを生み出す共創の場~

「憩いの場」として気軽に訪れ、快適に過ごすことができる交流・多目的なスペースを設け、まちの賑わいや活性化につながるサービスを提供します。

#### ①カフェ

・高齢者や施設利用者が、休憩したり、持参したお弁当、お茶やお菓子等を食べたり、気軽 に交流できるスペースを検討します。

#### ②子育て支援の場

・未就学児の親子などが気軽に集い、交流できる場を検討します。

#### ③協働のまちづくりのための活動スペース(フリースペース)

・商工団体、村民活動、ボランティアの皆さんなどが、簡単な打合せ・交流などに気軽に活 用できるオープンスペース・貸室などの配置を検討します。

#### ④情報提供・発信コーナー

- ・来訪者のわかりやすい場所に、村民生活に役立つ情報や村民活動に関する情報、おすすめ の特産品、イベント情報などを提供する情報スペースの配置を検討します。
- ・観光などの地域資源をはじめとする情報を効果的に発信する方法を検討(電子掲示板、外国語表記など)します。

#### ⑤屋外広場

- ・来訪者が四季を通じて、くつろげる空間を演出するため、屋外広場を検討します。
- ・屋外広場は、施設(屋内)と屋外、または商店街の関わりを積極的に創造するような、親近 感がもてる空間を検討します。

#### 3) 執務機能 ~職員が快適で効率的に働ける執務空間~

執務室・会議室は、職員が将来にわたり、効率的・効果的に執務を行う空間とします。

#### ①執務室

- ・執務室は組織変更等に柔軟に対応するため、フリーアクセスフロアの採用によりレイアウト変更に対応するフレキシビリティ(柔軟性)を確保するとともに、職員からも来庁者の 姿が確認できる開放的な執務空間を検討します。
- ・職員と来庁者の動線ができるだけ重ならないよう配慮した執務レイアウトとします。
- ・OA機器の集中配置や電子決済システム等、ICT化の推進により快適な執務空間の確保 と業務の効率化を進めます。
- ・十分な階高や天井高を確保し、今後の組織改編や高度情報化社会の進展、職員数の変化、 事務システムの変化に適応できる柔軟な空間の構成に配慮します。

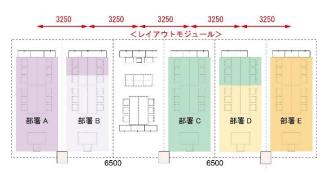


図 ユニバーサルレイアウト (イメージ)

#### ②会議室・打合せスペース

- ・現庁舎に比べ少人数用会議室の充実を図り、ペーパーレス会議が可能な設備や予約管理システムの導入を視野に入れながら、各課共通として効率的に活用します。
- ・執務室に日常的な打合せや協議ができるスペースを確保するともに、情報通信機器の利用 に柔軟に対応できる電源や配線を確保します。

#### ③書庫・収納スペース

- ・書類等の保管スペースについては、業務内容を考慮した適正な規模や数量を確保します。
- ・重要書類等の保管室については、必要に応じたセキュリティ対策を導入します。

#### ④情報通信技術の高度化への対応

- ・今後の情報通信技術 (ICT) の高度化や、それに伴う事務システムの変化にも柔軟に対応できる設備を導入します。
- ・来訪者の多い場所に、村の情報や様々な案内情報を掲示できるディスプレイの設置など、 デジタルサイネージを検討します。

・来訪者がモバイル端末等を利用して、気軽に村政情報を収集できるように公衆無線LAN の環境整備を検討します。

#### ⑤議会機能 ~村民とつながる「開かれた議会」~

- ・「開かれた議会」とするため、議場は膨張しやすい環境整備に配慮し、交流スペースに近接して配置することを検討します。
- ・議場は、会議の種類や人数に柔軟に対応できるシンプルな空間とし、議会開会中に限らず、日頃から村民が気軽に訪れることのできる開放的で親しみやすい設備・間取を検討します。

#### 4) ユニバーサルデザインの導入 ~村民に開かれた施設~

年齢、性別、能力、文化、身体の状況などに関係なく、全ての人が安心して、快適に利用しやすい建物や環境をデザインするという、ユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を行います。

#### ①来訪者のアクセス性

- ・来訪者駐車場、車いす使用者・妊産婦等駐車場、公用車駐車場を明確に区分し、安全で利 便性の高い構成とし、かつ、効率的な運用方法を検討します。
- ・バスなどの公共交通機関を利用する来訪者のアクセスを確保するため、バス停の整備を検 討します。
- ・建物内外の段差を解消し、滑りにくい舗装材や床材を採用します。

#### ②わかりやすい庁舎案内

・高齢者や障がい者の利用者等に配慮し、誰にでもわかりやすい案内表示とします。

#### ③ユニバーサルデザインへの対応

- ・建物内外の通路は、車いす利用者が余裕を持って、すれ違えるように十分な広さを確保します。
- ・上下階の移動を円滑にし、車いすでも利用できるエレベータを設置します。
- ・車いすでも利用でき、おむつ交換台やオストメイト対応の多機能トイレを設置します。
- ・子ども連れ来訪者のためのキッズコーナーや授乳室を設置します。
- ・上記のほか、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」 及び岩手県の「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいた施設整備を行います。

#### 5) 防災機能 ~村民の安心・安全を支え続ける防災拠点~

近隣の諸施設(防災センター、アズビィ体育館、アズビィホール、アズビィ楽習センター など)と連携し、村民の安心安全を支えます。

#### ①避難者支援機能

・村内の避難所などと連携し、被災者の支援活動を行うために必要な機能を確保します。

#### ②村内各地の避難所の支援機能

- ・災害発生時において、行政情報や避難生活に関連した情報の発信機能を行います。
- ・大災害の発災時に、支援スタッフの派遣、防災資機材(非常食、飲料水、乳児用品、飲食用品、炊き出し用品、簡易トイレ、防災テント、避難所生活用品、救護用品など)の供給調整、遠方から運ばれる支援物資の調整機能を確保します。

#### ③ライフラインの代替機能の保持

- ・停電や断水などに備えて、バックアップ設備(自家発電機、蓄電池、太陽光発電設備など) などを配置します。
- ・不測の事態に備えた情報機器の強化を図ります。

#### ④防災対策機能(災害対策本部)

・災害時に災害対策本部へ転用できる会議室の配置など、有事における情報の迅速な収集・ 把握、関係機関との連絡調整、救援活動や復旧活動の指揮を行う危機管理・災害対応の拠 点機能を確保します。

#### ア) 災害対策本部

- ・災害警戒時及び災害発生時において、災害対策本部の開設に対応できる会議室の整備
- ・情報通信設備機器、専用の電話回線、大型モニターなどの防災関連機器の設置
- ・情報収集、指令発信機能は、防災センターとの連携に配慮

#### イ) 危機管理、災害復旧の拠点としての事業継続機能

- ・耐震性、防火性など、庁舎自体の安全性の確保
- ・災害時の危機管理、救援活動、災害復旧の拠点として、情報を的確に把握し、地域の防災 組織や関係機関と連携し、迅速な対応、対策がとれる機能
- ・停電や断水などに対するバックアップが図られるように配慮

#### 6) 環境にやさしい技術の導入 ~環境と経済性に配慮した建物~

地球温暖化対策の一環として、環境にやさしい施設づくりを村が率先していくために、国 が策定した「環境配慮型官庁施設 (グリーン庁舎) 計画指針」等を参考として、再生可能エ ネルギーの活用による自然環境への負荷の低減、建物の長寿命化、ライフサイクルコストの 縮減など、田野畑村に適した環境共生の取組みに努めます。また、庁舎の長寿命化はもとよ り、設備機器の更新を容易にする等、維持管理やしやすく長期的に経済性の高い庁舎を目指 します。

#### ①自然エネルギーの活用

- ・自然採光・自然通風や太陽光発電、雨水の利用等、自然エネルギーを積極的に活用します。
- ・敷地や庁舎建物の緑化を進め、「岩手県景観計画」に基づく緑被面積を確保します。
- ・建設、設備、機器の省エネルギー化を測ることや再生可能エネルギー利用等を促進することで、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

#### ②ライフサイクルコストの低減

- ・建物のライフサイクルコストを低減するために、建設段階はもとより、維持管理段階のコスト削減に留意します。
- ・自然エネルギーの活用等、建物、設備、機器の省エネルギー化を進めるとともに、リサイクル財等の低環境負荷材料の使用を検討します。
- ・建物の長寿命化を図るために、建物のフレキシビリティを確保するとともに耐久性の高い 部材・機器を活用します。

#### ③シンボル機能(景観・環境等)

・田野畑村を代表する新たな拠点としてシンボル性をもつ施設、周辺景観との調和に配慮し つつ憩いのある空間とします。

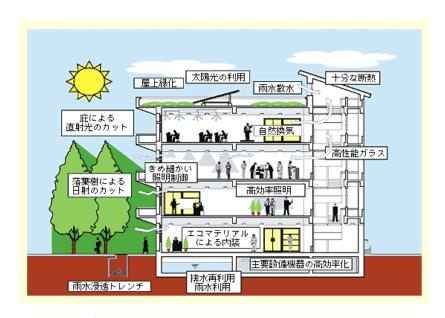


図 グリーン庁舎のイメージ (国土交通省HPより)

めるところにより算定した面積を合算した面積とする。」となっており、職員 1 人あたりの基準面積は  $4.5 \, \mathrm{m}^2$ 、補正を行う換算職員数は以下のとおりです。

表 5-2 補正を行う換算職員数

区分	特別職三役	部長 次長	課長級	課長補佐級 係長級	一般職員
人口 5 万人未満の市町村	12	-	2. 5	1.8	1 1.7(製図者)

#### ② 総務省の地方債同意等基準に基づく新庁舎延床面積の算定を参考にした面積算定

表 起債基準による庁舎標準面積の算定

		起債の基準			新庁舎床面積	
×	分	磁号粉	<b>场</b> 答录	よねな歌号数	基準面積	積算根拠
		職員数	換算率	*換算職員数	職員 1 人あたり	(換算人員数×4.5 m²)
事務室		54		96. 2	•	433 m²
内訳(応接室を	特別職	2	12	24		108 m²
含む)	部長・ 次長級		_	_		0 m²
	課長級	6	2. 5	15		68 m²
	係長級	14	1.8	25. 2	4.5 m²/人	113 m²
	製図職員	0	1. 7	0		0 m²
	一般職員	22	1	22		99 m²
	臨時職員	10	1	10		45 m²
倉庫		事務室面積	×13%			57 m²
会議室等		常勤職員数	×7.0 m <sup>2</sup>			378 m²
玄関室等(玄関・ 広間・ 廊下・		各室面積(事務室・ 倉庫・ 会議室等)×40%		347 m²		
階段・ その他通行部分)						
議会関係諸室(議場、委員会室、		議員定数×35.0 m <sup>2</sup>			350 m²	
議員控室)		(30 人)				
起債基準 計						1, 565 m²

付加機能面積	(下記に内訳を記載)	$635 \text{ m}^2$
--------	------------	-------------------

#### 表 付加機能面積

施設区分	主なスペース	面積
災害対策機能	災害対策室 (50 ㎡)、その他 (10 ㎡)	60 m²
福利厚生機能	休憩室 (20 m²)、更衣室 (20 m²)	40 m²
村民交流機能	カフェ (30 ㎡)、フリースぺース (160 ㎡)、情報発信スぺース (15 ㎡)、キッス゛コー	335 m²
	ナ- (20 ㎡)、相談室 (授乳室) (10 ㎡)、ATM (10 ㎡)、その他 (90	
	m²)	
その他	書庫 (150 ㎡)	200 m²
合 計		635 m²

総務省の起債基準面積を求める方法により新庁舎の必要面積を算定すると約 1,565 ㎡となります。

ただし、地方債基準による庁舎の必要面積は、付加機能等の面積を含んでいないことから、 実情にあった内容にて付加機能分の面積を加えて算定すると約 2,200 ㎡となります。